

民生委員・児童委員の立場から考える 災害時要援護者の避難支援の課題

全国民生委員児童委員連合会副会長 藤村文彬

1. 民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」の取り組み

- 全国民生委員児童委員連合会(全民児連)では、平成 19 年の民生委員制度創設 90 周年に際しての記念事業として標記運動を提唱し、全国各地の民生委員児童委員協議会(民児協)で推進。
- 本運動は、民生委員・児童委員(以下、民生委員)が日常的に行っている見守り活動を通じ、高齢者のみの世帯、障がい者の世帯、子育て中の世帯等、発災時に要援護状態となりうる世帯の安否確認や避難誘導を円滑に行うために、要援護者台帳の整備や台帳にもとづく災害福祉マップの作成、地域の関係者との協力による避難訓練などを進めてきたもの。

2. 東日本大震災における民生委員の実践から学ぶべき教訓

(1)発災直後の民生委員の安否確認、避難誘導行動

- 東日本大震災では、多くの民生委員が発災後直ちに安否確認、避難の呼びかけなど要援護者の避難誘導にあたったが、その過程で、津波により岩手・宮城・福島の 3 県で合計 56 名の委員が犠牲となった。
- 要援護世帯において応答のない場合は部屋の中まで入って安否を確認したり、直接の移動介助として車いすを押したり、自家用車に乗せて避難を支援したケースもみられた。

(2)明らかになった課題

- 災害時要援護者の避難支援を考えるうえで、支援者自身の安全確保の徹底や、そのなかにあつてどこまでの役割を担うことができるのか、といった課題が浮かび上がった。
- 今回、56 名の犠牲者を出したことを契機に、災害時を含む民生委員の活動中の事故への補償制度のあり様が課題となっている。

3. 実効ある要援護者の避難の支援体制づくりに向けて

(1) 民生委員に対する要援護者情報の提供と共有の状況

- 民生委員が災害時要援護者への安否確認や避難の呼びかけを行ううえでは、平時からの要援護者台帳の作成が必要であり、そのためには、行政から世帯情報の提供が欠かせない。しかし、実際の提供についてはきわめて限定的な状況がみられる。
- 平成 22 年度に厚生労働省が実施した調査結果(※別紙参照)では、8割強の市町村が民生委員に対して何らかの個人情報を提供しているが、高齢者世帯(単身、高齢者のみ)は6割以上であるものの、障がい者(単身、障がい者のみ)は2割弱にとどまっている。
* 個人情報を提供していない市町村における提供していない理由は、「条例で禁止」「従来から禁止」「漏洩の恐れがある」などとなっている。
- こうした背景として、障がい(知的障がい等)について知られたくないという世帯も少なくなく、情報提供への本人の同意や、その範囲等、今後十分に検討する必要がある。

(2) 避難誘導體制の検討

- 実効ある安否確認や避難誘導のための体制を構築するには、行政や民生委員といった一部の関係者のみではなく、地域住民や関係機関と連携・協働した仕組みを構築することが必要である。
- しかしながら、現実の地域にあっては、町内会・自治会(自主防災組織)は、その加入率や活動実態に個別差が大きい状況にある。
- また、都市部では、オートロックマンション等の集合住宅が多く、外部からの訪問が困難、住民同士の交流が少ないといった課題のほか、発災時には、停電した場合の避難誘導の困難性が課題となっている。
- そのほかにも、高齢者の多い小規模集落、山間部や島しょ部など、立地条件に応じた避難誘導體制を検討する必要がある。